

通知預金

令和4年5月10日

販売対象	・法人、個人	
期間	・期間の定めはありません。ただし、預入日から7日間の据置期間があります。	
預入	(1) 預入方法	・一括預入
	(2) 預入金額	・10,000円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の2営業日前までに通知が必要です。	
利息	(1) 適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。
	(2) 利払方法	・解約時(払戻時)に一括して支払います。
	(3) 計算方法	・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	・個人の場合はマル優の取扱いができません。	
中途解約時の取扱	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の通知預金規定が適用されます。